

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 小西・北本

(電話) 06-6949-6446

令和5年1月24日

神戸・阪神間地区、和歌山市域地区、有田・御坊地区、紀南地区の

タクシー運賃の改定審査開始について

～タクシー運賃改定を行います～

近畿運輸局では、令和4年10月から令和5年1月にかけて神戸・阪神間地区、和歌山市域地区、有田・御坊地区、紀南地区における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃変更申請があったことを受け、運賃改定の必要性を検討した結果、運賃改定審査を開始することを決定しましたので、お知らせいたします。

【神戸・阪神間地区】 兵庫県神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、明石市（魚住町瀬戸川以東に限る。）、川西市、川辺郡、大阪府豊中市及び池田市（大阪国際空港内の区域に限る。）

【和歌山市域地区】 和歌山県和歌山市、海南市、海草郡、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町（ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域を除く。）

【有田・御坊地区】 和歌山県有田市、御坊市、有田郡、日高郡（みなべ町を除く。）

【紀南地区】 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡、東牟婁郡、日高郡みなべ町

前回運賃改定日：各地区ともに令和2年2月1日

1. 運賃変更申請状況

別紙1のとおり

2. 運賃変更申請の概要

別紙2のとおり

配布先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ

兵庫県政記者クラブ

和歌山県政記者クラブ

陸運記者会（ハイタク部会）

1. 運賃変更申請状況

【神戸・阪神間地区】

- (1) 申請の期間
令和4年11月16日～令和5年2月16日(3ヶ月)
- (2) 申請事業者数(令和5年1月16日時点)
45者(対象地域の法人事業者数 83者)
- (3) 申請事業者の車両数(令和5年1月16日時点)
3,357両(対象地域の全体車両数 4,780両)
- (4) 申請率(令和5年1月16日時点)
70.23%

【和歌山市域地区】

- (1) 申請の期間
令和4年10月31日～令和5年1月31日(3ヶ月)
- (2) 申請事業者数(令和5年1月12日時点)
18者(対象地域の法人事業者数 26者)
- (3) 申請事業者の車両数(令和5年1月12日時点)
630両(対象地域の全体車両数 871両)
- (4) 申請率(令和5年1月12日時点)
72.33%

【有田・御坊地区】

- (1) 申請の期間
令和4年12月26日～令和5年3月26日(3ヶ月)
- (2) 申請事業者数(令和5年1月17日時点)
8者(対象地域の法人事業者数 9者)
- (3) 申請事業者の車両数(令和5年1月17日時点)
90両(対象地域の全体車両数 118両)
- (4) 申請率(令和5年1月17日時点)
76.27%

【紀南地区】

- (1) 申請の期間
令和4年12月26日～令和5年3月26日(3ヶ月)
- (2) 申請事業者数(令和5年1月17日時点)
8者(対象地域の法人事業者数 15者)
- (3) 申請事業者の車両数(令和5年1月17日時点)
174両(対象地域の全体車両数 247両)
- (4) 申請率(令和5年1月17日時点)
70.45%

2. 運賃変更申請の概要 (※)

【神戸・阪神間地区】

(1) 普通車の運賃

- ① 初乗距離 1.0km ~ 1.5km (現行1.5km)
 - ② 初乗運賃 500円 ~ 750円 (現行上限660円)
- (2) 改定率 3.1% ~ 64.1% (平均改定率 16.7%)

【和歌山市域地区】

(1) 普通車の運賃

- ① 初乗距離 1.3km (現行(中型車)1.5km)
 - ② 初乗運賃 650円 (現行上限(中型車)650円)
- (2) 改定率 18.0% ~ 94.6% (平均改定率 30.6%)

【有田・御坊地区】

(1) 普通車の運賃

- ① 初乗距離 1.2km ~ 1.4km (現行1.4km)
 - ② 初乗運賃 540円 ~ 610円 (現行上限530円)
- (2) 改定率 18.8% ~ 46.6% (平均改定率 34.4%)

【紀南地区】

(1) 普通車の運賃

- ① 初乗距離 1.0km ~ 1.2km (現行1.2km)
 - ② 初乗運賃 580円 ~ 650円 (現行上限580円)
- (2) 改定率 20.1% ~ 47.4% (平均改定率 29.9%)

※あくまで申請内容を記載しており、運賃の内容や改定率は今後の審査により決定します。